

平成25年9月、国は「いじめ防止対策推進法」を制定した。そして平成28年6月、札幌市は国のいじめの防止等の基本方針、札幌市子どもの権利条例等を踏まえ、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、札幌市全体でいじめの問題に取り組み、いじめをなくし、「子どもたちが健やかに育つ街さっぽろ」を築きたいと考えている。各学校においては、いじめにより児童が自ら命を絶つなどという事案は、絶対にあってはならないことであり、「いじめをどう捉えるか」「その本質は何か」「学校は何を求められているか」「未然防止や早期発見、早期対応の手立てはどうあればよいか」など、全職員で十分な共通理解を図っていく必要がある。

1. いじめの基本的理解

文部科学省は、いじめとは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」としている。

いじめの捉え方として大切なことは、いじめの可能性のある全ての事案を過小評価せずに、「いじめかもしれない」という姿勢で子どもの側に立って対応することである。

そのため、以下のような点を心に留めておく必要がある。

- いじめかどうかの判断は、児童の立場に立って行う。
- 子どもなどのような訴えにも、丁寧に耳を傾ける。
- いじめは、周りの大人が見ようとしなければ見えない。
- 教職員の「いじめの認知のずれ」が、重篤ないじめにつながる。
- 教職員の小さな声を大きく取り上げる。

学校は教育活動全体を通して、「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識を子どもの中に育むことが大切である。また、いじめた児童には、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な教育的指導が適切に行うことも大切となる。

2. いじめ対応の基本

(1) 未然防止

■ いじめが発生しにくい環境づくり（学校風土・学級風土づくり）

- ・教育活動全体を通して「いじめの兆候を見逃さない」「気になることは伝える」ことを指導する

■ 達成感のある授業づくり、自己肯定感が得られる居場所づくり

- ・よりきめ細かな指導（少人数指導、専科指導等）
- ・体験活動の重視
- ・交流学习の充実
- ・主体的、対話的な授業構成

■ 豊かな心の醸成

- ・子どもの命を見つめなおす月間の取組
- ・道徳授業、情報モラル授業の充実
- ・学級活動や委員会活動等での子どもの自主的な取組

■ 社会に開かれた学校づくり

- ・教育活動の発信（各種おたより、ホームページ等）の工夫
- ・地域との情報交流の充実（中学校との連携強化、まちセン、児童会館との連携）

■ 子ども理解の充実を図る

- ・特別支援コーディネーターを中心とした研修等の充実

(2) 早期発見

* 子どものサインを見逃さないために…

■ いじめの疑いや児童一人一人の悩みを見付ける手立て

- ・普段の様子をしっかりと観察する
- ・子ども振り返りカードの活用
- ・いじめアンケート（市教委）の活用・保護者との情報共有
- ・チームで行う教育相談（担任、保護者、特別支援コーディネーター、SCなど）の充実

(3) 組織的な対応

■ 『ほうれんそうにんじん』（報告・連絡・相談・確認・迅速）

「いじめ問題の重要性」や「いじめは、いつでも、どこでも、どの子にも起こり得る問題である」ことを全職員が認識し、校長のリーダーシップの下、協力して組織的に対応する。

■ 組織の活性化と充実

- ・いじめ防止対策委員会…定期的に開催する（年間計画に位置付け）ことにより 個人情報と対応方法を共有、また全体会を適宜開催する。
- ・外部専門家等の積極的連携活用 < S C、S S W、特別支援教育巡回相談員、家庭児童相談員、児童相談所員、精神科医、指導主事、ちえりあ、南区保護課、等 >

■ 学校評価（P D C A サイクル）の構築

- ・学校評価において、いじめ問題への取組等についても自己評価を行うとともに、その結果を保護者や地域に公表し、教育委員会に報告する。

■ 「いじめ電話相談」等の相談窓口の利用啓発

【参考 関係機関（いじめ相談窓口）】

- ・いじめ電話相談（市教委）0120-127-830（フリーダイヤル）
- ・全国統一の教育相談ダイヤル 0570-078-310（ナビダイヤル）
- ・少年相談 110番（道警本部）0120-677-110（フリーダイヤル）
- ・札幌市子どもアシストセンター相談専用電話 211-3783（内 251・252・253）
- ・札幌市子どもアシストセンター相談メール assist@city.sapporo.jp
- ・札幌市教育センター相談室 622-3210
- ・札幌市児童相談所 622-8630
- ・興正こども家庭支援センター（相談電話）765-1000（24時間）
- ・羊ヶ丘児童家庭支援センター（You 勇コール）854-2415（24時間）
- ・子どもの人権ホットライン 728-0780 フリーダイヤル 0120-007-110

（4）いじめ解消へ向けた措置

*いじめは、単に「謝罪」をもって安易に解決することはできない。最低以下の2つの要件が満たされている必要がある。

■ いじめ行為が止んでいることを少なくとも3か月以上確認

■ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

2つの要件が満たされていても、事案ごとに経過観察し、被害児童の様子等を慎重に対応していく。また解決に至った後も再発の可能性を考慮し、継続して日常の観察を行う。

いじめ対応（緊急対応）マニュアル

児童・保護者・地域からの気になる情報

- ・児童からいじめのうわさ
- ・保護者や地域の方からいじめらしき連絡
- ・被害児童本人や保護者からいじめの訴え
- ・被害児童のいじめサインと思われる言動
- ・いじめらしき現場を目撃
- ・関係機関からいじめに関する連絡

情報を得た教職員

- ・主幹教諭、教頭へ連絡
- ・情報伝達の微妙なずれを防ぐため報告書を作成

職員間の情報共有に向けて

- ・教頭、校長に報告し、指示を仰ぐ（時系列に従い一連の記録を取る）。
- ・いじめ防止対策委員会の開催
 - ①入手した情報についての事実確認
 - ②緊急性の有無確認
 - ③いじめ問題解決のためのいじめ対策会議の招集
 - ④調査の内容と手順の確認

いじめ防止対策会議

- ・教頭の指導の下、全職員を対象とした状況確認と対応方針の会議を開く。
- ・報告書に基づいて状況を分析、問題点の明確化
- ・聞き取り調査、連絡等の役割分担
- ・保護者への連絡と専門機関との連携

調査

- ・調査は期間を決めて行い、結果は文書で報告する。
 - ①事実関係、背景や理由の確認は「被害者をいじめから守ること」を基本姿勢に、細心の注意を払いながら行う。
 - ②最初から、被害者・加害者を一堂に集めて調査や話し合いをしない。
 - ③被害者の気持ち、加害者の不満や言い分をよく聞くように配慮する。
 - ④調査の段階で良し悪しの判断は安易にせず、内容に矛盾がないか慎重に検討する。
 - ⑤情報源に迷惑がかからないように配慮する。
 - ⑥必要に応じて保護者面談を行い、家庭での様子を聞く。
- ・調査の観点は下記の7点とする。
 - ①いじめの態様 ②被害の状況（日時・場所・人数等）③いじめ集団の構造
 - ④いじめの動機・背景 ⑤被害者、加害者の日常生活の様子、特徴
 - ⑥保護者のいじめの捉え方 ⑦他の問題行動との関連

支援体制の構築

■被害者支援担当

- ①被害者の辛さや悔しさを十分に受け止め、心理的安定を図る。
- ②被害者の考えを基に、具体的な援助方法を提示し、安心させる。
- ③被害者本人の良い点を認め、励まし、自信と自己肯定感をもたせる。
- ④被害者周囲の人間関係の維持拡大、修復を図り、被害者が孤立感を抱かないようにする。
- ⑤「いじめられたのは自分にも原因があった」という意識を被害者にもたせないようにする。

■加害者指導担当

- ①不平や不満、言い分、訴え等をよく聞く。
- ②いじめは絶対に許されない人権侵害に当たる行為であることを理解させ、いじめられている者の辛さに気付かせる。
- ③加害者の抱えている課題を解決するための援助も行う。
- ④被害者と同様、加害者が孤立感を抱かないように配慮する。
- ⑤役割を与え、それらの体験を通して所属感や連帯感を高める。

■傍観者指導担当

- ①「いじめは絶対に許されない」「人権侵害に当たる行為である」ことを理解させ、いじめられている者の辛さに気付かせる。
- ②互いに支え合う心、思いやりの心を大切にする豊かな人間性を育む。
- ③規範意識を高め、正義の気風を確立させる。

家庭との連携

・被害者・加害者の保護者への対応

- ①確かな事実関係を伝える。
- ②受容ー共感的な態度で接し、訴えに傾聴する。
- ③学校の指導、支援の方針、具体的な対応策を提示し、協力を依頼する。

関係機関との連携

- ・児童の状況、学校としての指導方針や取組内容を正確に報告し、依頼内容や要望を伝える。
- ・関係機関とは、定期的に連絡を取り、専門的な指導・助言を受けながら学校としてやるべきこと、できることを明確にする。

経過観察・再発防止

- ・日常の観察に加え、様々な形で関わりをもつ。
- ・保護者と十分連絡を取り合う。
 - ①いじめ再発のサインはないか。
 - ②意欲的に活動しているか。
 - ③友達関係に改善・変化はないか。
 - ④家庭での様子はどうか。
 - ⑤保護者はどう見ているか。

いじめ防止対策委員会

- ・いじめのその後についての検討、情報共有
- ・いじめ解消（問題が解決したものと安易に判断しない）

いじめのサインを発見するために（例）

【登校前（家庭）】

チェックポイント	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> □ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 □ 朝になると体の具合が悪いと訴え、学校を休みたがる。 □ 遅刻や早退が増えた。 □ 食欲がなくなり、だまって食べるようになる。 	

【朝の会】

チェックポイント	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> □ 担任が来るまで廊下や学習室で待っている。 □ みんなより早く登校する。 □ 時間ぎりぎりに登校する。 □ 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる。→→→→ □ 担任との挨拶や出席確認の時の返事が小さい。 □ 沈んだ表情や緊張した様子が見られる。 	<p>※必ず保護者に確認</p>

【授業時間】

チェックポイント	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> □ 一人遅れて教室に入ってくる。 □ 授業の始めに用具が散乱している。 □ 忘れ物が多くなる。 □ 班決めなどの時に話に入れない。 □ 係などを決めるとき、特定児童の名前があがったり、ふざけ半分で推薦されたりする。 □ その児童を褒めると嘲笑や揶揄が起こる。 □ 正しい意見なのに、野次や奇声、笑い声などが出て支持されない。 □ 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる。 □ 教室の掲示板や作品、机に落書きやいたずらされる。 □ その児童に配付物を配る際、嫌がる様子が見られる。 □ 理科の実験などで後片付けをやらされている。 □ 道具や器具に触らせてもらえない。 □ 音楽で歌えなかったり、演奏できなかったりする。 □ 周りを気にしている。 □ 内緒話をされている。 □ 不自然に机や椅子が離されている。 □ 不調を訴え、保健室に行くことが増える。 □ 放課後が近づくとそわそわしたり、元気がなくなったりする。 	<p>※誰が片付けるか観察</p> <p>※仲間の態度や視線などの非言語的表現にも注意</p> <p>※要指導 気付いた時には、必ず何らかの配慮、指導を行う。</p> <p>※養護教諭と連携</p>

【休み時間】

チェックポイント	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> □ 一人でぼつんとしている。 □ 笑顔が見られず、おどおどしている。 □ 用もないのに職員室に来る。 □ 教室移動時によく荷物を持たされている。 □ プロレスごっこなどで技をかけられる。 □ 保健室に来る回数が増える。 □ 授業が始まっても教室に戻りたがらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 意図的に声掛け ※ メンバーの把握 ※ 養護教諭と連携

【清掃・給食時間】

チェックポイント	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> □ 給食を食べない。食欲がない。 □ 配膳を嫌がられる。 □ 好きなもののおかわりに参加しない。 □ 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い。 □ みんなの嫌がる仕事をしていることが多い。 □ 机や椅子が運ばれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 教師も一緒に配膳を手伝う。 ※ 周りの様子を観察

【委員会・係活動】

チェックポイント	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> □ 残りの仕事を押し付けられる。 □ 嫌がられる仕事、大変な仕事を一人でやっている。 □ 一人離れて仕事をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 必ず指導者が確認

【帰りの会】

チェックポイント	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> □ 持ち物の紛失が多くなる。 □ 泣いていたり、机に伏せていたりする。 □ 自分の持ち物ではないものが、机やかばんに入る。 □ 教室以外の場所にいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 決して放置せず、よく話を聞いて対応する。

【下校時から放課後】

チェックポイント	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> □ 机や椅子が乱れていたり、整理整頓ができていなかったりする。 □ いつも教師に相談したそうに寄ってくる。 □ かばんや持ち物が隠される。 □ 下校が早かったり、いつまでも残っていたりする。 	

【下校後（家庭）】

チェックポイント	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> □ 携帯電話やメールの着信音におびえる。 □ 勉強しなくなる。集中力がない。 □ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。 □ 遊びの中で笑われたり、からかわれたり、命令されたりする。 □ 親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。 	

【夜・就寝時（家庭）】

チェックポイント	配慮事項
<ul style="list-style-type: none"> □ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 □ 些細なことでイライラしたり、物に当たったりする。 □ 学校や友達の話題が減った。 □ 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。 □ パソコンやスマホをいつも気にしている。 □ 理由をはっきり言わないあざや傷跡がある。 □ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 □ 学校で持ち物がなくなったり壊れたりしている。 □ 教科書やノートに嫌がらせの落書きや破れがある。 □ 服が汚れていたり、破れていたりする。 	

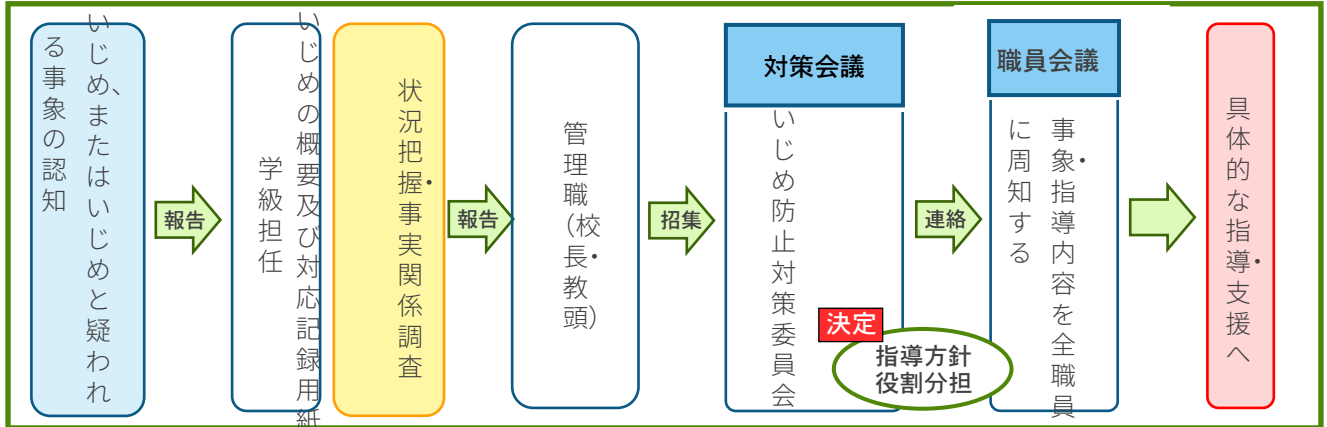
いじめ対応の手順

いじめの深刻度レベル	
レベルⅠ	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視
レベルⅡ	数名の軽度な言葉によるいじめ 仲間はずれ、無視
レベルⅢ	レベルⅡが継続する。 蹴る、叩く、足をかける、物隠し等、精神的苦痛を伴う実害がある。
レベルⅣ	長期間の集団無視、強要、濡れ衣を着せられる、服を脱がせる等、重度の実害発生 いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討

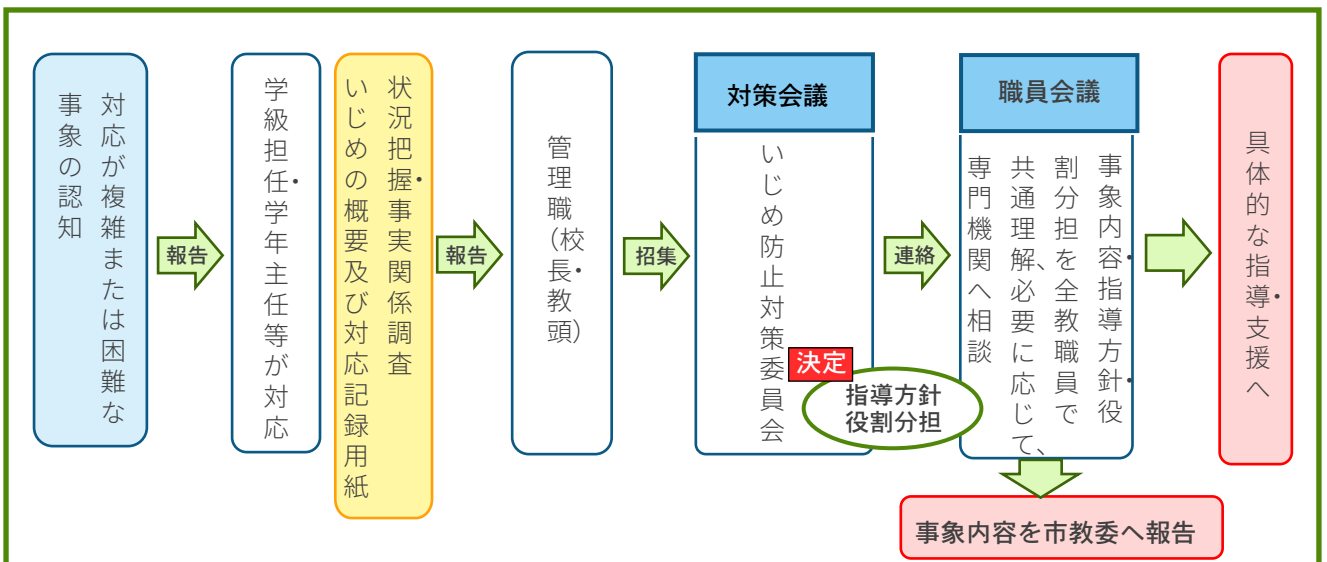
レベルⅤ

万引き強要、けがを伴う暴力、恐喝、窃盗
PTSD と診断される、自傷行為、死を語る

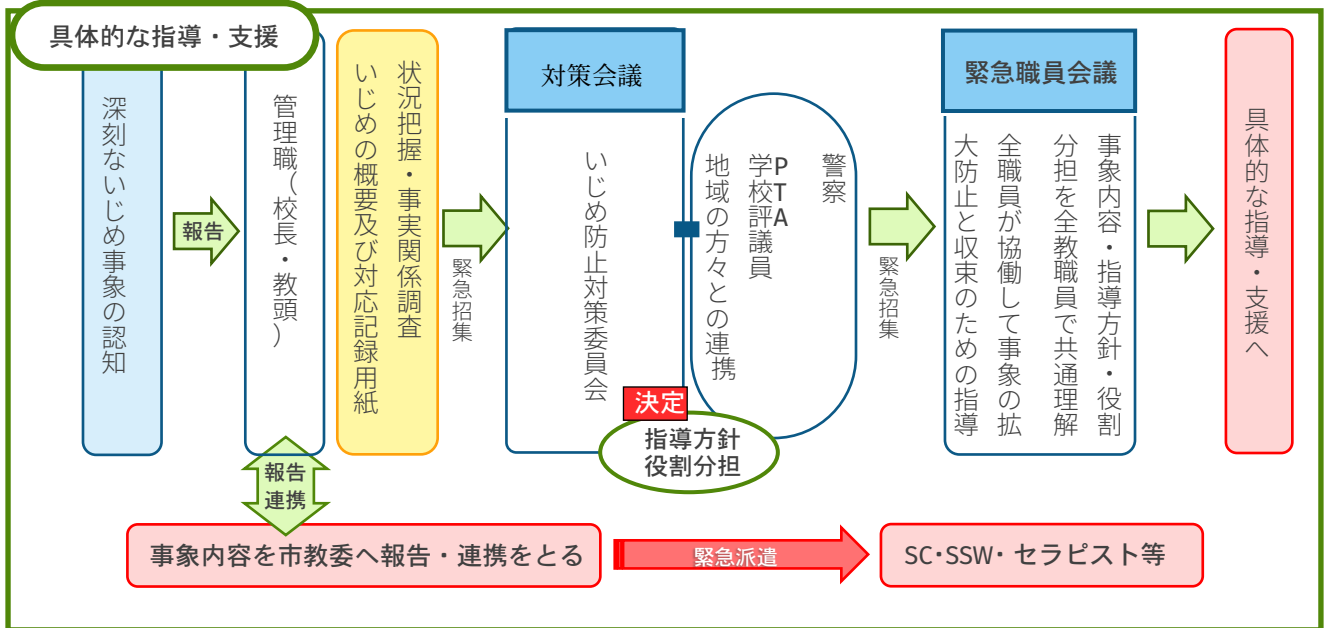
① 学校内での解決を目指す比較的軽度な事象（レベルⅠ）



② 校内での解決を目指すが、対応が複雑または困難な事象（レベルⅡ～Ⅲ）



③ 学校内だけでは解決が困難な事象（レベルⅢ以上）



* いじめ行為の背景にある問題を広い視野から捉え、解決方法の可能性を考え迅速に対応する。

	被害者への支援	加害者への指導	友人・知人（観衆・傍観者）への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> 学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと プライバシーの保護に十分配慮すること 	<ul style="list-style-type: none"> いじめは決して許されない行為であること いじめられた側の心の痛みを配慮すること 自分の行為が重大な結果に繋がったこと 	<ul style="list-style-type: none"> いじめられた側の心の痛みを配慮すること いじめを認知した時、大人に通知する勇気をもつこと プライバシーの保護
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> 身体の被害状況（負傷している場合、病院での診療状況） 金品の被害状況 警察への被害申告の意思 カウンセリングの必要性 適応指導教室での対応の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> カウンセリングの必要性 	<ul style="list-style-type: none"> カウンセリングの必要性
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> 再発や潜在化 PTSD、自殺危険度のアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> 加害者の心理的背景 加害者が被害者になること 	<ul style="list-style-type: none"> 観衆、傍観者も被害者になること